

長野県人権オンブズパーソンへの救済申立期間の制限について

人権・男女共同参画課

申立期間の制限	1 年	3 年
条文案（骨子案）	行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から <u>1年</u> を経過した事項。ただし、 <u>人権オンブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から <u>3年</u> を経過した事項。ただし、 <u>正当な理由があるときは、この限りでない。</u>
採用する自治体	佐賀県、国立市	三重県、川崎市
その他制度（参考）	法務省の人権侵犯事件調査処理 労働組合法（不当労働行為に係る申立て）	民法の不法行為の時効期間（ただし、行為の日からではない）
メリット	<p>① 迅速な救済という制度の趣旨に合致する。</p> <p>② 記憶の散逸などが起こらない間に証言をとるなど、証拠収集において有利である。</p>	<p>① 申立てについて熟慮する期間が得られる。</p> <p>② 法務局の人権侵犯事件調査を利用できなくなった後でも、本条例による申立てができる。</p>
デメリット	<p>① 申立て自体に勇気を要するので、迷っている間に期間を過ぎてしまう可能性がある。</p> <p>② 当事者が相談支援を受けている間に期間を過ぎてしまう可能性がある。</p>	<p>① 期待して申立ててきた者が、証拠の収集が困難なため、手続が打ち切りとなる場合が増えると懸念される。</p> <p>② 記憶に基づく証言については、時間が経つほど信ぴょう性が下がってしまう。</p> <p>③ 加害者とされた側にとっては、防御証拠の収集が困難となる可能性がある。</p>
機関を経過した場合の対応 (正当な理由の考え方)	申立期間を原則1年とする場合は、「正当な理由」について、先に相談を進めていたなどの事情を踏まえ、柔軟に認めることで、救済が必要な事案を受け付けることが必要。このため「 <u>人権オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき</u> 」という表記としていた。	申立人の熟慮期間を考慮して、申立期間を原則3年とする場合は、申立人の過度な期待を避けるためにも「正当な理由」については、交通途絶や不可抗力により自身が侵害を受けていたことを知り得なかったことなど、原則として申立てを行うことができなかった客観的事情を踏まえて判断されるものと解し、「 <u>正当な理由があるときは</u> 」という表記としたい。

参考：国立市規則：正当な事由があるときの定義

- ①事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。
- ②天災地変等による交通の途絶により申立期間を徒過したとき。
- ③苦情申立てに係る事実が継続しているとき。
- ④前3号に掲げる場合のほか、オンブズマンが正当な理由があると認めるとき。

参考：川崎市規則：正当な事由があるときの定義

- ①天災地変等による交通の途絶により申立期間を経過したとき。
- ②その他人権オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

参考：三重県

三重県条例には、「正当な理由」の記載がなく、単に「行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過したもの」であるときは申立てができないとある。